

問合せ先

海上保安庁 第四管区海上保安本部

(取締り担当)

警備救難部 刑事課長 山根 敏男 (内線 3170)

(人身事故統計及び同事故防止担当)

警備救難部 救難課長 灘波 陽子 (内線 3250)

(船舶海難統計担当)

交通部 企画課長 小野 祐輔 (内線 2610)

(船舶海難防止担当)

交通部 安全課長 安達 裕司 (内線 2620)

電話 052-661-1611

平成26年4月24日



## ゴールデンウィーク期間中のマリレジャー安全推進活動及び取締りに ついて

第四管区海上保安本部では、マリレジャー愛好家の活動が活発となるゴールデンウィーク期間中の海難・人身事故防止を徹底するため、「自己救命策3つの基本」の周知をはじめとした集中的な安全推進活動を実施します。

昨年の管内におけるプレジャーボートの海難の隻数は81隻で、過去5年間で最も多くなっています。このため、発航前点検や適切な見張りの実施などの基本的事項を遵守するとともに、ライフジャケットの常時着用について重点的に指導します。

また、管内では、例年約30名が、海での釣りや遊泳中に事故に遭っており、ゴールデンウィーク期間中については、過去5年間で15件と事故件数は少ないものの、釣り中における海中転落等の事故が発生しています。今年度は、事故件数ゼロを目標に事故防止のための安全指導を実施します。

これら海で安全に安心して楽しんでもらうため法令違反に対しての指導・取締りも併せて実施します。

### 重点期間

平成26年4月26日(土)～同年5月6日(火)

11日間

## **重点事項**

### **1 安全推進活動にかかる事項**

次の事項を重点として、海上保安官による現場指導等により事故防止を呼びかけます。

#### **(1) 自己救命策3つの基本の周知**

- ライフジャケットの常時着用
- 連絡手段の確保（防水処置を施した携帯電話等）
- 118番の有効活用

#### **(2) プレジャーボート等における事故防止指導等の推進**

プレジャーボート等の事故の多くは、整備不良による機関故障、船位不確認による乗揚げ及び見張り不十分による衝突であり、安全運航のための基本的な事項を実施していれば未然に防ぐことのできた事故が多いことから、発航前点検及び適切な見張りの実施などの基本事項の徹底及びライフジャケットの常時着用について重点的に指導を実施します。

また、水上オートバイ及びミニボート等の利用者に対しては、次の事項についても指導を実施します。

##### **■ 水上オートバイ**

水上オートバイは、運航方法や利用海域により、他の船舶、遊泳者等に危険を及ぼすおそれがあることから、利用者に対し、安全運航及びマナー遵守の指導を実施します。

##### **■ ミニボート等**

最近、船舶免許及び船舶検査が不要で、気軽にマリレジャーを楽しむことのできるミニボート等の利用者が増えていますが、ミニボート等は船体が比較的小型であるため、風浪の影響を受けやすい、他船から視認し難いといった声があることから、気象・海象変化時の早期帰港及び洋上では視認しやすい旗などを設置すること等の指導を実施します。

\* ミニボート等：ミニボート（3メートル未満かつ機関出力2馬力未満のボート）、シーカヤック、ディンギーヨット、手漕ぎボート

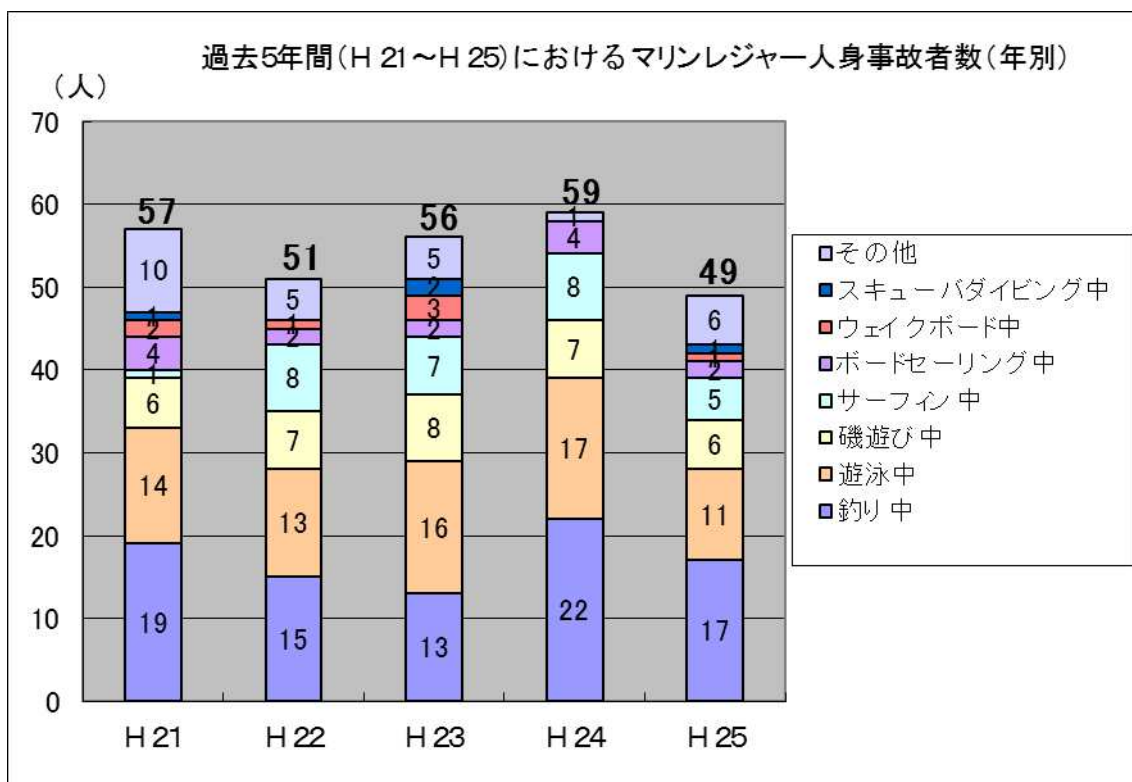
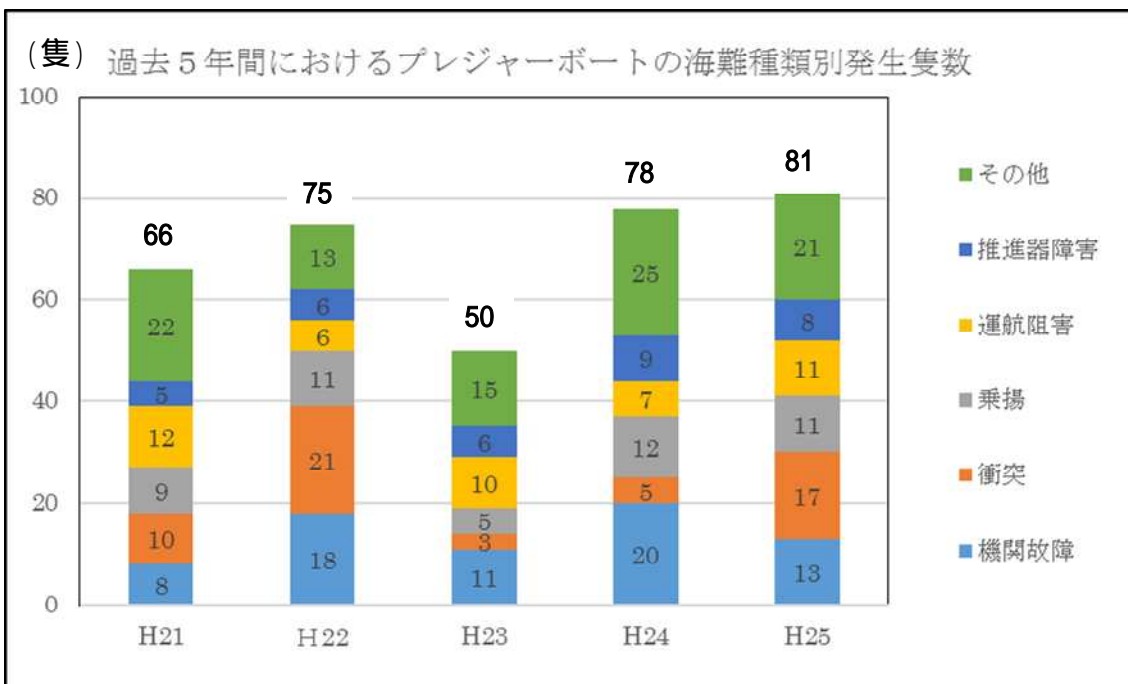
### (3) マリンレジャー中の事故防止（人身事故の防止）

マリンレジャー中の海浜事故は釣り中に最も多く発生しており、その内容は、誤って海に転落するものとなっておりますので、釣り人に対して、ライフジャケットの常時着用や複数人行動の励行を啓発します。

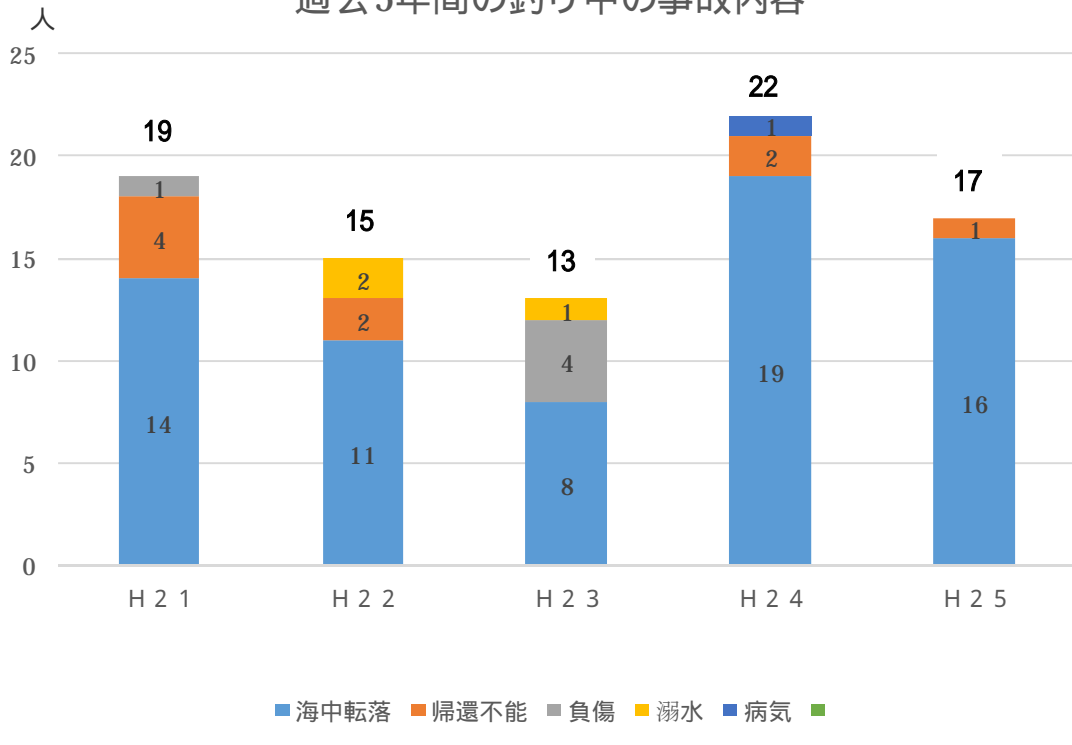
また、サーフィン中の事故については、離岸流により帰還不能となる事故や、知識や技能の不足により負傷する事故が見受けられますので、サーファーに対して、離岸流の存在について認識してもらい、自己技能を把握した上で無理なくサーフィンを楽しめるよう安全指導を実施します。

## 2 取締りにかかる事項

プレジャーボート等に関する未受検船航行や無資格航行等海事関係法令違反について取締りを実施します。



過去5年間の釣り中の事故内容



## 昨年のGW安全推進期間中の活動状況



マリーナでの安全指導の様子



プレジャーボートへの安全指導の様子